

岡崎市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者の認定基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項第3号の規定する障がい者支援施設等に準ずる者についての認定に関し、当該認定に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、その定めるところによる。

障がい者支援施設等に準ずる者 令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設、地域活動支援センター、障がい福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障がい者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

(基本要件)

第3条 障がい者支援施設等に準ずる者としての基本要件は、次に掲げるすべてのものとする。

- (1) 法人格を有する者(ただし、営利法人は除く。)
- (2) 定款又は寄附行為に障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条に規定する障がい者等(以下「障がい者等」という。)についての福祉の増進に資する内容が含まれている者
- (3) 岡崎市内に事業所又は住所を有する者
- (4) 契約を締結するに必要な能力を有する者
- (5) 障がい者等の就業の機会の確保又は提供を行っている者

2 前項各号の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する場合は、障がい者支援施設等に準ずる者としなない。

- (1) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (2) 国税、都道府県税、市町村税又は社会保険料等(健康保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金)を滞納している者
- (3) 申請者の代表者及び役員等が、岡崎市暴力団排除条例(平成23年条例第31号)第2条第1号及び第2号に該当する者

(認定基準)

第4条 障がい者支援施設等に準ずる者として認定する場合は、次の各号に定める基準をすべて満たすものとする。

- (1) 障がい者等の自立を目的としており、かつ、事業所としての形態を整えていること。

- (2) 事業に必要な人員配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。
- (3) 常に連絡がとれる体制となっていること。
- (4) 障がい者等を主に雇用していること。
- (5) 障がい者等の就労機会の確保等の活動・事業を実践していること。

(認定の申請)

第5条 障がい者支援施設等に準ずる者として認定を受けようとするときは、令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者の認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

(実態調査)

第6条 第4条に規定する認定基準に該当することを確認するに当たり、必要と認めたときは、当該事業所等を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うものとする。

(認定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、基本要件及び認定基準を確認し、令第167条の2第1項第3号の規定により、学識経験を有する者として岡崎市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会の委員の内2名以上の意見を聞き、認定するものとする。

2 前項の規定に基づき認定した時は、令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者の認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととした時は認定却下通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請をした者に通知するものとする。

(認定期間)

第8条 認定期間は、当該認定の日から認定の日の属する年度から6年度の末日までとする。

(認定内容の変更の届出)

第9条 障がい者支援施設等に準ずる者として認定を受けたものは、その認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届出るものとする。

(認定内容の喪失の届出)

第10条 障がい者支援施設等に準ずる者として認定を受けたものは、その認定事項の内容に該当しなくなった場合は、速やかにその旨を市長に届出るものとする。

(認定の取消し)

第11条 市長は、障がい者支援施設等に準ずる者として認定を受けた者が次に掲げる事項に該当したときは、第7条第1項の認定を取消することができる。

- (1) 第3条第1項に定める基本要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第4条各号に定める認定基準に該当しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (4) 重大な法令違反等不正な行為等があったと認められるとき。
- (5) 前条による届出がなされたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しをしたときは、令第167条の2第1項第3号に規定する障がい者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。